

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学研究機構運営委員会規程（以下「規程」という。）第8条第2項に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究機構長
- (2) 大学院長
- (3) 教学センター長
- (4) 倫理審査委員会委員のうちから研究機構長が指名する者
- (5) 学長室長

2 前項の委員のほか、学外の有識者のうちから委員長の推薦により学長が委嘱する者若干名を委員として置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置き、研究機構長をもって充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京都産業大学研究倫理規程第19条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 「人を対象とする研究」の研究計画の審査に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学内諸規程の運用、解釈に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) 利益相反に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

(定足数)

第6条 委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決数)

第7条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議の結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

(倫理審査委員会)

第9条 「人を対象とする研究」の研究計画を審査するために、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。

2 倫理審査委員会の構成、運営等に関しては、京都産業大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程に定める。

（「人を対象とする研究」に関する審査）

第10条 委員長は、研究者から「人を対象とする研究」に基づく研究計画の申請書が提出された場合、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員長は、委員会の審議の結果を、書面により速やかに申請者に通知しなければならない。

3 審査の結果通知には、その理由を付記する。

（委員長の承認事項）

第11条 次の各号をすべて満たす場合は、委員長が研究実施の承認をすることができる。

(1) 個人を特定することが不可能な情報、データ等のみを用いる研究

(2) 収集する個人の情報、データ等から、心身にかかる重大な疾病・障害等の情報が予測できないことが明らかな研究

(3) 個人の情報、データ等の収集に際し、著しく心身に苦痛等のストレスを与えない研究

（厚生労働科学研究の利益相反）

第12条 第5条第5号に掲げる事項のうち、厚生労働科学研究の利益相反についての審査手続は、京都産業大学利益相反管理細則に定める。

（事務）

第13条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。